

システム開発における「紛争」にフォーカスして解説！

弁護士・法務担当者・開発責任者がとるべきアクションがわかる！

新版

システム 開発紛争 ハンドブック

発注から運用までの
実務対応

Legal Handbook for
Resolution of Disputes
Over System
Development

[著]

弁護士

松島淳也

Junya Matsushima

弁護士

伊藤雅浩

Masahiro Ito

第2訂

[体裁] A5判 / 512頁

[定価] 5,060円 (本体: 4,600円 + 税10%)

新版

システム 開発紛争 ハンドブック

発注から運用までの
実務対応

Legal Handbook for
Resolution of Disputes
Over System
Development

第2訂

弁護士

松島淳也

Junya Matsushima

弁護士

伊藤雅浩

Masahiro Ito

第一法規

本書の特長

Features.01

契約締結時から訴訟提起時、システム運用中の各段階ごとに分けて、紛争類型や検討課題、留意点を整理して解説！

Features.02

裁判例をもとに解説しているから、紛争の予防策や解決策がより具体的に理解できる！

Features.03

債権法改正はもちろん、近年の実務や裁判例を踏まえて内容を改訂した最新版！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次 (抜粋)

第1章 システム開発・運用に関する紛争の発生状況

- I はじめに
- II なぜ、システム開発・運用に関する紛争が発生するのか
- III システムの開発・運用時では、どのような紛争が発生し、何が問題となるのか

第2章 システム開発委託契約の基礎知識

- I はじめに
- II システム開発委託契約の法的性質
- III 開発委託契約書のひな型
- IV 契約の構成
- V アジャイル開発

第3章 契約交渉・締結段階におけるトラブル

- I はじめに
- II 契約交渉・締結段階におけるトラブルの実態
- III 契約の成立自体が争いとなる場合
- IV 契約締結を拒絶したことによるユーザーの損害賠償責任
- V 個別契約は書面による合意によって成立するとされている場合の契約の成否
- VI 開発対象の範囲が争いとなる場合
- VII 契約の法的性質・形態が争われる場合
- VIII 契約の法的拘束力が争われる場合

第4章 プロジェクト進行中におけるトラブル

- I はじめに
- II プロジェクト頓挫型の対応
- III 自己都合終了型の対応
- IV 不完全履行型への対応
- V プロジェクトを運営する上で必要となる文書

第5章 システム運用中のトラブル

- I はじめに
- II システム障害
- III データ消失事故
- IV 情報漏洩事故

第6章 知的財産権(プログラムの著作物)に関するトラブル

- I はじめに
- II システム開発における著作権の基本
- III プログラムの著作物に関わる紛争
- IV 著作権以外の権利・法律上の利益

第7章 システム開発に関する訴訟手続

- I はじめに
- II システム開発時の紛争に関する主張・立証のポイント
- III 相手方の支払能力に不安があるが取締役の個人資産が見込まれる場合
- IV 反訴の提起
- V 専門委員と鑑定人
- VI 裁判所での技術説明会及び実機検証の実施
- VII 調停制度の利用
- VIII 和解
- IX 控訴

第8章 民法改正による情報システムの開発プロジェクト及び運用への影響

- I 民法改正の目的と本書での検討内容
- II 契約の更新等
- III ベンダの報酬請求
- IV ベンダの契約不適合責任
- V 定型約款

巻末資料

- 用語集
- 裁判例一覧

第3章 契約交渉・締結段階におけるトラブル

図表 3-1 契約交渉段階で生じた紛争における典型的な攻撃防御の構造

(4) 問題が生じるのは作業着手時点だけとは

以上の問題は、本設例のように、新たなベンダ着手しようという段階で生じがちな問題ではあ

も起きる問題である。

すなわち、第2章IVで述べたような多段階契約

られている場合において、最初の工程の作業(例

の工程(例えば基本設計)の見積書を出したものが

が完了する前に、作業を継続した結果、最終的に

クトが中止してしまうようなケースである⁷⁾。この

別契約書が取り交わされていないこと、次の工程

が確定していないことを認識した上で、「見切り

7) 東京高裁平成27年5月21日判決は、多段階契約に基づいて別契約が締結されなかったことについて、ベンダが債権不履行又は

62

第3章 契約交渉・締結段階におけるトラブル

て多段階での契約を締結するという実務にも一定の合理性があるといえる。

(3) その他の裁判例

上記裁判例①・②のほかにも、次のとおりシステム開発委託にかかる契約

の成否が争われた事例は少ない。

図表 3-2 システム開発委託契約の成否が争われた裁判例

判決日等	成否	概要
東京地裁 ① 平成21年9月4日 判決	一部成立 一部否定	ベンダが要件定義実施後にユーザーから中止を申し入れられたために、要件定義費用、パッケージライセンス費用等の支払いを求めたのに対し、ユーザーは、システム全体を完成させる契約が成立していたが、債務が履行されていない(システムは完成していない)として、支払いを拒絶した。裁判所は、総額8000万円超の取引であるにもかかわらず、書面が作成されていないのは不自然であることや、発注書のひな型のやり取りがあったことなどから、全体の契約については否定し、終了した要件定義費用、ライセンス費用の請求を認めた。
東京高裁 ② 平成21年5月27日 判決 原審: 東京地裁 平成20年9月30日 判決	否定	契約締結日の調整まで行われていたが、予定5日前になってユーザーから交渉を自任に戻したという事案において、裁判所は、最終的には上部部での決裁が必要であることは前提になっていたことや、契約書の案文のやり取りは確定していなかったことなどから、契約は成立していないとした。基本設計フェーズ1までの契約が締結され、履行された後に、基本設計フェーズ2の個別契約が締結され

63

III 契約の成立自体が争いとなる場合

1 原則論

契約はどの時点で成立するのだろうか。契約は、「契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示に対して相手方が承諾をしたときに成立する」(民法522条1項)のであって、法令に特別の定めがある場合を除いて書面による契約書を取り交わすことは要件とされていない(同条2項)。したがって、口約束であっても、意思表示が合致していれば、契約が成立するのが原則である。契約の成否という、ごく基本的な事実関係において、実務では問題になることが多い。

している必要があるか

でも、どの部分について合致していればよいの

開発委託のような複雑な業務において、「やりま

いったやり取りだけでは契約が成立しないのは

契約を前提としたシステム開発委託契約の場合、

ある①仕事の目的物(開発対象となるシステム)

の決め方)が決まっていることが求められる。

前提となる事実は、①契約の当事者、②契約年月日、③仕事の内容、
実務執行方式や作業量当たりの単価のみをあらかじめ定める方式に
て、請負契約の成立を認めるともいわれている(東京高裁昭和56年

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

書名	価格	部数
新版 システム開発紛争ハンドブック 第2訂 - 発注から運用までの実務対応 - [079731]	定価5,060円(本体4,600円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒

事務所名 公用 私用

フリガナ TEL

ご氏名 様 ① E-mail ②

お客様より預かりした個人情報、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daichihokki.co.jp/support/contact/contact.php>)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎ FAX. 0120-302-640

書店印